

埼玉県企業局建設工事請負一般競争入札(事後審査型)執行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により、企業局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される入札を除く。）において、入札参加資格の審査を入札執行後に行う方式（電子入札システムにおける呼称は「ダイレクト入札」という。）を公正かつ円滑に執行するため、必要な事項を定めるものとする。

(参加資格)

第2条 入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県公営企業財務規程（昭和39年公営企業管理規程第5号。以下「財務規程」という。）第120条の規定により企業局の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (4) 埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿に、対象工事に対応する業種で登載されている者であること。
- (5) 開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）を受けていること。ただし、当該入札に係る建設工事の請負代金額が建築一式工事にあつては1,500万円未満、それ以外の工事にあつては500万円未満の場合はこの限りでない。
- (6) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要領（以下「入札参加停止要領」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 予定価格2億円以上の工事にあつては、公告日から落札決定までの期間に、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上を受けていない者であること。
- (8) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (9) 直近の2か年度において、埼玉県、埼玉県企業局及び埼玉県下水道局が発注した工事のうち対象業種に係る工事成績点数の各年度の平均が極めて低い者でないこと。
- (10) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第13条第1項第1号に掲げる電子証明書を取得し、電子入札システムを利用するための利用者登録が完了している者であること。
- (11) 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入していること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。
- (12) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

2 前項に定めるもののほか、必要があるときは、次の各号に定める事項に係る参加資格を定めることができるものとする。

- (1) 対象工事に対応する業種の発注標準額の業者区分
- (2) 対象工事に対応する業種の経営事項審査の総合評定値
- (3) 対象工事に対応する業種の資格者名簿における資格審査数値

- (4) 建設業法に基づく許可を受けた営業所の所在地
- (5) 一定基準を満たす同種・類似工事の施工実績
- (6) 当該工事に配置予定の技術者
- (7) その他企業局長又は当該工事の発注機関の長（以下「企業局長等」という。）が必要と認める事項

（公告内容等の決定）

第3条 企業局長等は、企業局又は各発注機関に設置する入札参加資格審査委員会（業者選定委員会等をもってこれに代えることができる。）に諮り、前条に定める参加資格のほか公告の内容等を決定するものとする。

（入札の公告）

第4条 公告は、様式第1号を電子入札システムに掲載するものとする。

（設計図書等）

第5条 入札に参加するために必要となる設計図面、仕様書、特記仕様書及びその他入札金額の見積に必要な図書は、電子入札システムに掲載する。ただし、電子入札システムによる交付が困難な書類は、郵送等により貸与又は配布することができるものとする。この場合の貸与又は配布方法は、公告等において明示するものとする。

- 2 入札参加希望者からの質問及びその回答は、原則として電子入札システムにより全ての入札参加希望者に周知するものとする。

（現場説明）

第6条 現場説明会は、原則として開催しないものとする。

（入札参加）

第7条 入札参加希望者は、電子入札システムにおいて当該入札案件に対し「競争参加資格確認申請書」を提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。

- 2 前項の競争参加資格確認申請書を提出し、電子入札システムにおいて自動発行される競争参加資格確認申請書受付票を確認した者は、入札に参加することができる。

（入札保証金）

第8条 入札保証金の納付及び減免については、財務規程第123条に基づくものとする。ただし、同条第2項第3号による入札保証金の免除規定は適用しない。

- 2 入札保証金は、入札後、様式第2号の請求書に基づき、これを還付するものとする。ただし、落札者の入札保証金は、落札者について納付すべき契約保証金があるときは、これに充当するものとする。
- 3 落札者が契約を締結しないときは、その者に係る入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条第4項の規定により還付しないものとする。

（入札金額見積内訳書）

第9条 入札参加者から、初度入札時に入札金額見積内訳書の提出を求めるものとする。

（入札の執行）

第10条 入札は、あらかじめ指定した日時及び方法に従い、電子入札システムにより執行する。

- 2 原則、1者入札であっても入札を執行する。ただし、「埼玉県一般競争入札参加条件設定ガイドライン」で示す単位地域区分が2単位地域に満たない地域要件を設定した場合での1者入札は執行できない。

（再度入札）

第11条 初度入札において落札候補者がいないときは、電子入札システムにより再度入札を行う。

- 2 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において次の各号のいずれかに該当した者は、再度入札に参加することができない。

- (1) 無効の入札をした者
- (2) 最低制限価格の100/110未満の価格の入札をした者
- (3) 総合評価方式を適用した場合において、次のいずれかに該当する者

ア 失格基準価格の100/110未満の価格の入札をした者

イ 調査基準価格の100/110未満で失格基準価格の100/110以上の価格の入札（失格基準価格を設定しない場合は調査基準価格の100/110未満の価格の入札）（以下「低入札価格調査対象入札」という。）をして、低入札価格調査を行った結果、落札候補者とされなかった者

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、再度入札を行わないものとする。

（1）総合評価方式を適用した場合において、初度入札において低入札価格調査対象入札があったとき。ただし、低入札価格調査を行った結果、当該入札を行った者を落札候補者とせず、他に落札候補者がいない場合はこの限りでない。

（2）再度入札に参加することができる者がいないとき。

4 再度入札は3回まで行うことができる。

（不落時の取扱い）

第12条 再度入札によっても、次の各号のいずれかに該当するときは、日時を改めて公告をして一般競争入札に付するものとする。ただし、複数回一般競争入札に付し落札者がいない場合、又は一般競争入札に付することができない場合は、指名競争入札又は随意契約とすることができる。

（1）予定価格の100/110の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低制限価格の100/110以上の価格の入札がないとき

（2）総合評価方式を適用した場合において、次のいずれかに該当するとき

ア 入札書比較価格の制限の範囲内で失格基準価格の100/110以上の価格の入札がないとき

イ 入札書比較価格の制限の範囲内で調査基準価格の100/110以上の価格の入札がなく、低入札価格調査対象入札があったが、当該入札をした者について低入札価格調査を行った結果、落札候補者としなかったとき

（入札の辞退）

第13条 入札の辞退は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき、取り扱うものとする。

2 前項により入札を辞退した者について、これを理由として以後の入札参加等について、不利益な取扱いを行わない。

（入札書の書換え等の禁止）

第14条 入札参加者がいったん提出した入札書及び入札金額見積内訳書の書換え、引換え又は撤回はできない。

（入札の取りやめ等）

第15条 公営企業管理者又は発注機関の長は、埼玉県企業局建設工事請負等競争入札参加者心得（以下「心得」という。）第2条又は第3条に抵触する疑いがあるなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、又は落札者の決定を保留し、入札を取りやめることができる。

2 天災、地変その他やむを得ない事由により入札の執行が困難なときは、その執行を延期し、又は取りやめることができる。

（入札の無効）

第16条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

（1）参加資格審査の結果、入札に参加する資格を満たしていない者がした入札

（2）参加資格審査のために公営企業管理者又は発注機関の長が行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者のした入札

（3）所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

（4）電子証明書を不正に使用した者がした入札

（5）郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

（6）不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

（7）談合その他不正行為があったと認められる入札

- (8) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札
- (9) 入札後に辞退を申し出て、その申し出が入札執行者に受理された者がした入札
- (10) やむを得ず書面により入札書を提出する入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - イ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - ウ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - エ 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの

(11) 前各号に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札
(落札候補者の決定)

第17条 入札書比較価格の制限の範囲内で、最低制限価格の100/110以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。

2 総合評価方式を適用した場合においては、次のとおりとする。

- (1) 入札書比較価格の制限の範囲内で、評価値又は総合評価点（以下「評価値等」という。）の最も高い者を落札候補者とする。ただし、失格基準価格の100/110未満の価格の入札をした者は除く。
- (2) 評価値等の算出方法については、埼玉県総合評価方式活用ガイドラインの規定による。
(くじによる落札候補者の決定)

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合は、電子入札システムの電子くじにより、落札候補者を決定する。

- (1) 落札候補者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるとき
- (2) 総合評価方式を適用した場合において、評価値等が最も高い者が2者以上いるとき。
(低入札価格の調査)

第19条 総合評価方式を適用した場合において、低入札価格調査対象入札があるときは、前二条の規定にかかわらず、落札候補者の決定を保留し、当該入札について次の各号のいずれかに該当するものでないかを調査するものとする。

- (1) 当該入札価格によっては、当該入札者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる入札
- (2) 当該入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる入札

2 前項の調査により、前項各号のいずれかに該当すると認められる入札をした者は、前二条の規定の対象としない。

3 低入札価格調査の実施及び調査基準価格、失格基準価格の設定については、埼玉県企業局建設工事低入札価格調査制度実施要領の規定による。

(落札決定の保留)

第20条 落札候補者があるときは、落札候補者の入札参加資格を審査するため、落札決定を保留する。

(参加資格の審査に必要な書類の提出)

第21条 公営企業管理者又は発注機関の長は、第17条又は第18条により落札候補者となった者に対し、午前の開札にあつては開札日の午後5時までに、午後の開札にあつては開札日の翌日（土曜日、日曜日、休日及び年末年始（以下「休日」という。）を除く。）の正午までに様式第3号により電子メール又はファクシミリ、及び電話により連絡し、次項に定める書類の提出を求めるものとする。ただし、総合評価方式一般競争入札については、評価値の算定後（低入札価格調査を行うものについては、低入札価格調査終了後）速やかに様式第3号により電子メール又はファクシミリ、及び電話により連絡し、次項に定める書類の提出を求めるものとする。

2 落札候補者は、参加資格の有無を確認するため、一般競争入札参加資格等確認申請書（単体企業及び経常建設工事共同企業体（以下「単体等」という。）にあつては様式第4号。特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）にあつては様式第5号。）に一般競争入札参加資格等確認資料（単体等にあつては様式第6号。共同企業体にあつては様式第7号。以下「確認資料」とい

う。)を添えて、公営企業管理者又は発注機関の長に提出しなければならない。あわせて、その他必要な資料(「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」に基づく様式第11号又は様式第12号を含む)を提出するものとする。

- 3 前項の書類は、第1項の提出を指示した日の翌日から起算して原則として2日(休日を除く。)以内に電子メール、ファイル転送サービス、郵便、信書便又は持参により提出しなければならないものとする。
- 4 落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認資料を提出しないとき又は参加資格の審査のために公営企業管理者又は発注機関の長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。
- 5 前項の場合において、当該落札候補者の行為が悪質であると発注機関の長が認めるときは、入札参加停止要綱に係る報告手続などの措置を講ずるものとする。

(参加資格の審査)

第22条 公営企業管理者又は発注機関の長は、入札参加資格要件に基づき、第一順位の落札候補者が当該要件を満たしているか否かの審査を行う。審査の結果、当該落札候補者が参加資格を満たしていない場合にはその者がした入札を無効とし、あらためて第17条から第19条の規定に基づき落札候補者を決定し、審査を行う。以下、落札候補者が入札参加資格を満たす者が確認できるまで同様に審査を行うものとする。

- 2 第1項の審査は、入札書、入札金額見積内訳書、確認資料等により行うものとする。
- 3 参加資格の審査は前条第3項に規定する確認資料の提出期限の翌日から起算して原則として3日(休日を除く。)以内に行わなければならない。ただし、参加資格の審査に疑義が生じた場合はこの限りでない。
- 4 参加資格の審査は、入札参加資格審査結果調書(様式第8号)により取りまとめ、確認資料等とともに保存するものとする。

(落札者の決定)

第23条 公営企業管理者又は発注機関の長は、前条の審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、電子入札システムにより入札参加者に通知するものとする。

- 2 公営企業管理者又は発注機関の長は、落札者が免税事業者の場合は免税事業者届出書(心得標準様式第11号)を徴収するものとする。ただし、共同企業体については、構成員のいずれかが免税事業者の場合はその事業者から届出書を徴収するものとする。
- 3 公営企業管理者又は発注機関の長は、第1項の通知後、契約書(案)、誓約書(心得標準様式第14号又は第15号)、埼玉県公営企業建設工事請負契約約款、設計図書及びその他契約に必要な書類を添付して、様式第10号により、落札者に送付するものとする。

(入札参加資格不適格の通知)

第24条 公営企業管理者又は発注機関の長は、第22条の審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格不適格通知書(様式第9号)により通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた者が、入札参加資格を満たしていないとされた理由に不服があるときは、埼玉県企業局建設工事の入札・契約の過程に関する不服対応要領(平成22年4月1日施行)に基づき、説明を求めることができる。
- 3 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は入札参加資格を満たさないものとする。

(契約保証金)

第25条 契約保証金の納付及び減免については、財務規程第110条に基づくものとする。

- 2 契約保証金は、契約上の義務の履行後、様式第2号の請求書に基づき、これを還付するものとする。
- 3 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、地方自治法第234条の2第2項の規定により還付しないものとする。

(契約の確定)

第26条 契約は、公営企業管理者又は公営企業管理者から委任を受けた者と、契約の相手方が契約書に記名押印（電子契約の場合は、双方の電子署名が完了）したときに確定する。

（その他）

第27条 この要綱に定めがない事項は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準及び関連諸規程の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 埼玉県企業局建設工事請負一般競争入札（事後審査型）試行要綱（平成18年10月2日施行）は廃止する。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までに公告したものについては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年10月20日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和5年10月19日までに公告したものについては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までに公告したものについては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和6年9月30日までに公告したものについては、なお従前の例による。